

議 事 録

| | |
|-------|---|
| 会議の名称 | 令和6年 愛荘町教育委員会 第10回定例会 |
| 開催日時 | 令和6年11月13日(水) 午後4時00分 |
| 開催場所 | 本庁舎 3階 第2委員会室 |
| 出席者 | <p>【教育長】 徳田寿</p> <p>【教育委員】 4名 森秀昭、黒川泰守、木津知里、中村由香里</p> <p>【事務局】 4名 学校教育担当課長 奥村 晃 生涯学習課課長 水谷徹也 愛知川公民課長 本田有弘 図書館長 三浦寛二 歴史文化博物館長 下村今日子 教育振興課課長補佐 久保川美晴</p> <p>【傍聴人】 0名</p> |
| 議事日程 | 日程第1 承認第23号 要保護準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて |
| 作成者 | 教育振興課 久保川 美晴 |
| 教育次長 | 午後4時00分開会 ただいまから令和6年第10回教育委員会定例会を開催させていただきます。それでは開会にあたりまして教育長ご挨拶をお願いします。 |
| 教育長 | <p>研修に引き続いての第10回定例会となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、11月は行事が多い月となっておりますが、過日11月3日には、明るい家庭・地域づくり推進大会および愛荘エデュケーション・アワードを開催いたしました。二つを統合した開催は、今年度が初めてとなりましたが、成功裡に終了することができました。子どもも大人もそれぞれに課題意識を持ち、自発的・自主的・主体的に活動している姿というのは、美しくもあり、尊くもあり、また他の人に勇気を与えるものであると改めて感じたところです。生涯にわたって学びの原動力となる一つには、そのような生き生きと活動している人々の姿をモデルとすることや賞賛されることによって得られる自己効力感といったものもあろうかと思えます。今後もこの大会を通しての取り組みの広がり期待したいと思います。</p> <p>一方、過日の大会の中でも訴えたところですが、町内においてもスマートフォンの使用にかかる様々なリスク・トラブル この問題が町内においても顕在化してきております。今日の夜、町 PTA 連絡協議会で臨時の役員会を開催いただきそのことにつきまして PTA の方々と歩調を合わせて取り組みができないかということでお諮りをさせていただきたいと考えています。教育委員会としましては、PTA 連絡協議会の方々との連携に加えまして、先般の教育委員会でお示しさせていただいた教育委員のみなさんの連名の文書を教育委員会として発信すべきものとして時期を見計らって発出していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>教育次長</p> | <p>そのほかにも学校・園 単位 PTA のそれぞれ工夫された取り組み、そういったものを連携して、軌を一にして行っていきたいと考えております。</p> <p>それでは本日の定例会もよろしくお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ありがとうございます。それでは議事進行については教育長よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>ただいまの教育長を含む出席委員は 5 名で定数に達しています。よって令和 6 年愛荘町教育委員会第 10 回定例会は成立いたしましたので開会いたします。</p> <p>最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 9 条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和 6 年第 9 回定例会の議事録について事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、議事録についてご異議はございませんか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>教育長</p> | <p>それでは、令和 6 年第 9 回定例会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さまにはご署名をお願いします。</p> <p>なお、本日の令和 6 年第 10 回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは議案に入る前に承認第 23 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>【異議なし】</p> |
| <p>教育長</p> | <p>異議なしと認めます。よって承認第 23 号は非公開といたしますので、傍聴人は一時退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 傍聴人退席 —</p> |
| <p>教育次長</p> | <p>●<u>上記の決定により、承認第 23 号は非公開とする。</u></p> |
| <p>教育長</p> | <p>「承認第 23 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」</p> <p style="text-align: center;">承認件数 中学生 1 名</p> |

| | |
|-----|--|
| 教育長 | 以上で、令和 6 第 10 回定例会の案件はすべて終了しました。 午後 4 時 15 分 閉会 |
|-----|--|